

答 申 第 29 号

令和2年2月20日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会

会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月8日付けH31 教学相第227号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第36号

「市教委が平成〇年〇月〇日、『文書作成に対するA教諭の関わりについては、同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。』旨回答後、市教委から『事情聴取の結果、確認後についての回答の詳細』が未だにない。市教委が、〇〇中学校のA教諭に対して行った際の『事情聴取』時の記録（発言者名も全て）」に係る個人情報一部開示決定に対する審査請求

答申第 29 号
(諮問第 36 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報一部開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、「市教委が平成〇年〇月〇日、『文書作成に対する A 教諭の関わりについては、同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。』旨回答後、市教委から『事情聴取の結果、確認後についての回答の詳細』が未だにない。市教委が、〇〇中学校の A 教諭に対して行った際の『事情聴取』時の記録（発言者名も全て）」（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 30 年 12 月 10 日付けで個人情報一部開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、請求人の父に対し、平成〇年〇月〇日に「文書作成に対する A 教諭の関わりについては、同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。」旨を民事調停の場において回答している。また、請求人の父が調停委員から聞いたところによると、実施機関は第三者である調停委員に対しても「まだ確認できていない」「まだ分からない」「今確認中である」旨答弁していたとのことである。

これらのことから、実施機関は平成〇年〇月〇日以降に A 教諭に対する聴き取り調査を実施しているはずであり、その結果等を記録した公文書が作成されていること、また当該文書を実施機関が現に保有していると考えることが社会通念上、常識的にみても妥当である。

加えて、請求人の父は民事調停の場以外においても A 教諭への事情聴取により確認した結果を回答するよう実施機関に対し書面ないし電話により再三求め続けており、実施機関はそれを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行ったはずであるから、それらの記録が作成されていると考えることが社会通念上、常識的にみても妥当である。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

(1) 対象個人情報が記載された公文書の特定について

当時未成年者であった請求人の法定代理人である父からの開示請求を受けて実施機関において確認を行ったところ、対象個人情報が記録された公文書としては、平成〇年〇月に請求

人が仙台市を相手方として申立てた民事調停への対応の一環として、実施機関が同年〇月に当時の〇〇中学校の校長、教頭、学年主任のA教諭等の各教諭に確認した内容を記載した「〇〇中事案に係る調定 認否案（第一準備書面）」（開示資料番号 88）が存在したことから、これを対象公文書として特定し、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報を除いて一部開示決定をしたものである。

(2) 他にも開示すべき公文書があるはずであるとの請求人の主張について

請求人は、請求人の父が実施機関から平成〇年〇月〇日付けで「文書の作成に対するA教諭の関わりについては、同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。」との回答を受けていることを根拠として、その日以降に作成された記録文書等が存在するはずであるとの主張をしているが、この回答とは、請求人と仙台市との間の民事調停において実施機関が提出した第二準備書面を指すものと思われる。

当該文書中の「事情聴取をし、確認しているところである。」との表現は、その時点でA教諭からは事情を既に確認済みであるとの結果を示したものであり、現在事情を確認中でありその内容については追って回答するという趣旨のものではない。

実施機関は、同日以降に同教諭に対する改めての事情聴取は行っておらず、原処分においてその一部を開示したもののほかに開示すべき公文書は存在しない。

5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年X月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。なお、当該事案の発生時期について、実施機関は「X月上旬」として日付は特定していないとしているのに対し、請求人は「X月中旬」（X月Y日）に発生したものと主張している。
- (2) 〇〇中学校では、請求人の父からの訴えを受け、当時の担任であったB教諭が被害側・加害側の両生徒から聞き取りを行い、手書きメモ（開示資料番号 90）及び聞き取りメモ（開示資料番号 89）を作成した。また、教育相談課では校長からの電話による報告を受け、平成〇年〇月〇日付けでその内容を記録した「事故報告 第一報」（開示資料番号 91）を作成した。
- (3) 加害側の生徒の保護者から、請求人及び請求人の父母に対し、平成〇年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのいじめの件について（報告）」及び「〇〇〇〇様へのいじめの件について（お詫び）」の2通の文書が、また同年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」の2通の文書が提出された。なお、請求人は、これらの文書は実質的には実施機関（学校側）が主導して作成したものであると主張しているのに対し、実施機関は、加害側の生徒の保護者からの相談等を受けて、一般的な助言や、文書の作成途中でのパソコンによる清書を行ったことはあるものの、学校側が主導的に文書の作成に当たったものではないとしている。
- (4) 請求人の父から慰謝料の請求や関係教職員等の処分等の要求があったことを受け、実施機関は、〇〇中学校の校長等に対する調査を行い、その記録として「〇〇中学校 〇〇〇〇（保

護者・〇〇小教諭) 関連」(開示資料番号 76 番) を作成した。

- (5) 平成〇年〇月に、請求人が仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行い、同年〇月、実施機関では調停への対応の一環として、当時の〇〇中学校の校長、教頭、学年主任のA教諭等の各教諭に確認した内容を記載した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第一準備書面)」(開示資料番号 88) を作成した。
- (6) 平成〇年〇月〇日、請求人は第2準備書面により、「念書」等の4通の文書作成につき「A教諭がどのように関わったかという事実をどうやって確認したのか」についての回答を求めた。
- (7) 平成〇年〇月〇日、実施機関は第2準備書面により、「念書」等の4通の文書の作成に関するA教諭の関わりについては、「同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。」と回答した。

6 審議会の判断

- (1) 原処分において非開示とされた情報の非開示事由該当性について

条例第 17 条第 2 号は、「開示請求に係る個人情報の本人……以外の個人に関する情報……であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とする旨を定めたものである。

当審議会において本件対象個人情報を見分したところ、非開示部分に記載されているのは、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められることから、当該情報については条例第 17 条第 2 号に該当するものとして非開示とすることが相当である。

- (2) 実施機関に対する見分調査について

実施機関は、請求人に対し既に開示した文書のほかには、請求人が開示を求めるような内容を記載した調査記録文書は存在しないとしているのに対し、請求人は、開示されたものの他にも開示すべき公文書が存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し見分調査を行った。

見分調査は、令和元年 9 月 6 日及び同年 10 月 21 日に、教育相談課執務室及び〇〇中学校において、開示請求に係る個人情報の本人である請求人に関する記録を含む一連のファイルに綴られた文書、並びに同課及び同校に保存されている電磁的記録を対象として実施した。

しかしながら、調査の結果として、原処分により請求人に対しその一部を非開示とした上で開示された文書以外には本件対象個人情報が記載された公文書を発見することはできなかった。

- (3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 36 号)

年 月 日	内 容
令和 元. 5. 8	・ 諮問を受けた
元. 5. 9 (令和元年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 5. 17	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
元. 5. 22	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
元. 5. 30 (令和元年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
元. 5. 30	・ 請求人から反論書の提出を受けた
元. 6. 20 (令和元年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
元. 8. 6 (令和元年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 9. 6	・ 実施機関に対する見分調査を行った
元. 9. 10 (令和元年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 10. 21	・ 実施機関に対する再度の見分調査を行った
元. 10. 24 (令和元年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 11. 19 (令和元年度第 8 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 12. 26 (令和元年度第 9 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った